

⑥『介護』国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答					
1 高齢者地方移住 推進協議会	高齢者地方移住 福祉特区	秋田県への交通移動手段である新幹線の玄関口となる駅の近隣、若しくは、秋田空港付近に都市部よりの要介護者を受け入れる特養を指定管理による新設を考えている。 この施設が皮切りとなり、首都圏では、土地不足による介護施設整備の遅延といった特養(比較的安価な自己負担)への入居待機者の増加等の課題解消が図られる。 更に地方においては、新たな介護施設の整備により雇用の創出が図られ、地域経済の活性化にも繋がるものと確信する。 都会の自宅での介護困難な高齢者、地方出身の高齢者がふる里での終の棲家となる特養を、“高齢者地方移住”として実現したいと考えている。 さらに国・県が掲げた、まち・ひと・しごとの創生総合戦略において、都市部、更には海外から、地方への新たな人の流れをつくる政策が進められている。後期高齢者に限らず、都会の元気なお年寄りもCCRC秋田版に来て頂き、都会の高齢者、地方出身の高齢者も地方に移住し、健康で経済的に自立した社会生活を送れる仕組みが必要と考える。	高齢者の施設建設は、当該都道府県の福祉計画に基づいてのみ公募され、その公募に対してのみ申請が認められる。	老人福祉法 第15条第6項及び第20条の9第2項	都道府県の判断で、当該都道府県以外と協議したうえで、老人福祉法第15条第6項の特例として、新たなる特養を計画する際は、地方自治体(市町村)と協議の上、当該市町村に施設整備を可能とする。	厚生労働省	現行法においても、都道府県が老人福祉法(法律番号)第20条の9第2項の規定に基づき特別養護老人ホーム等の必要入所定員総数を定めるにあたっては、他の都道府県と調整した上で、当該他の都道府県内の要介護被保険者を当該必要入所定員総数に含めることは可能である。 なお、そのような調整を行った場合には、介護保険事業(支援)計画においても、調整内容やその考え方を示すことが重要である。  (参考)介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和3年厚生労働省告示第29号)抄 大都市部において、地域コミュニティや地方公共団体間のつながりが強いなどの特別な事情により、他の都道府県内の要介護被保険者に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。この場合、入居者本人の意思の尊重が大前提であり、重度の要介護状態となった場合に本人の意思にかかわらず家族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所させられるといったことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。	現行法でも都道府県間で調整のうえ実施可能との回答ではあるが、都道府県間で誰がどうやって調整をとるかといった仕組みがないため、検討が進まない。 圏域を超えた特別養護老人ホームの整備が可能であることや、都道府県間の調整のプロセスについて明確にし、全国の自治体に広く周知していただきたい。	厚生労働省	現行法においても、都道府県が老人福祉法(法律番号)第20条の9第2項の規定に基づき特別養護老人ホーム等の必要入所定員総数を定めるにあたっては、他の都道府県と調整した上で、当該他の都道府県内の要介護被保険者を当該必要入所定員総数に含めることは可能である。 また、都道府県間で調整を行う場合の取扱いについても、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和3年厚生労働省告示第29号)」によって、広くお示しているところである。 その上で、特別養護老人ホーム等の設置許可や必要入所定員総数の設定については、都道府県がその主体とされていることから、具体的な検討を進めるに当たっては、まずは都道府県の介護保険担当課(室)に御相談いただきたい。	厚生労働省	地域保険である介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療では、住民票のある市町村等が保険者となることとしつつ、介護保険施設等の所在地に負担が偏ることを防ぐために、介護保険施設入所等により住所を変更したと認められる場合に限って、住民票を移す前の市町村等が引き続き保険者となる「住所地特例」の仕組みを設けている。 この仕組みを一般住宅まで制度を拡大することについては、高齢者の転出超過となっている市町村等においては直ちに負担増となるおそれがあることや、移住前の遠距離の市町村による自立支援や重度化防止等のサービス提供が困難となることなどの課題があり、慎重な検討が必要である。 本提案ではCCRCの計画及び高齢者地方移住により整備された一定の区域内」といった条件が付されているが、区域を絞るだけでは、転出超過市町村の負担増は避けられず、また、移住前市町村が遠距離にある場合、自立支援等のサービス提供の困難性は解消されない。 なお、介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療では調整交付金を設け、高齢者割合や所得水準といった保険者の責めによらない保険料水準の格差を調整しており、令和3年度からは、介護保険の調整交付金において、この調整機能をより精緻化する見直しを行っている。	CCRCが整備された自治体にとっては高齢者地方移住が推進され、転出超過となることで負担増となってしまう。 介護保険施設等の所在地に負担が偏るのを防ぐという住所地特例の趣旨を鑑みると、CCRC内の一般住宅についても同様の整理ができないか。また、移住前市町村が遠距離にあったとしてもICT、IoTの活用によりサービス提供の困難性は解消されると考える。	厚生労働省	地域保険である介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療では、住民票のある市町村等が保険者となることとしつつ、介護保険施設等の所在地に負担が偏ることを防ぐために、介護保険施設入所等により住所を変更したと認められる場合に限って、住民票を移す前の市町村等が引き続き保険者となる「住所地特例」の仕組みを設けている。 この点、住所地特例の対象を一般住宅まで拡大することについては、日本版CCRC構想有識者会議における「生涯活躍のまち」構想(最終報告)においても、介護保険制度の趣旨に照らして否定的な見解が示されているところである。 また、移住前市町村による自立支援や重度化防止等のサービス提供についても、特に人サービスを念頭に置くと、ICTやIoTによる代替は容易でないと考えられる。 これらを踏まえると、住所地特例の対象を一般住宅まで拡大することについては、慎重な検討が必要である。 なお、介護保険制度における調整交付金については、特に年齢が高い高齢者が多い自治体によりきめ細かく財源配分を行うため、平成30年度に年齢区分を細分化する見直しを行うとともに、令和3年度にも、この調整機能をより精緻化する見直しを行っている。  【参考】「生涯活躍のまち」構想(最終報告) (平成27年12月11日)(抜粋) 介護費用負担の平準化の機能を有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは地方自治体間での責任の「押しかけ合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必要がある。 (略) ・このような結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。具体的には、特に年齢が高い高齢者が多い地方自治体によりきめ細かく配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改革に向け調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。 <a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/ccrc/saisyu-houkoku.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/ccrc/saisyu-houkoku.html</a>